

## 環境物品の調達に関する当面の対応案

### 1. 既契約済みの製品に対する対応について

#### (1) 基本的な考え方

官公庁の調達において、今回の問題の直接の起因者である製紙会社が直接製品供給を行うケースはほとんどなく、代理店や、製紙会社より紙の供給を受け製品化した企業が、発注者の要求する適切な確認を行った上で製品提供を行っており、そういった納入者自体に、その責に帰すような瑕疵はない。

また、既に市場に多くの流通在庫が存在しており、もし回収ということになれば大きな環境負荷が生じ、環境貢献のための購入がかえって負荷を増やす結果となる。

グリーン購入法におけるそもそもの法の趣旨は環境負荷の低減であるため、今回の取組においてもその趣旨を尊重し、極力偽装製品の回収という事態が発生しないように対応方針を定めるものとする。

#### (2) コピー用紙の納入について

コピー用紙は、日々の使用量が多く、ストック量も少ないため緊急に調達を再開する必要がある品目である。

各府省等が行うような大規模な購入においては、コピー機メーカーが直接納入するケースやコピー機メーカー又は製紙会社から直接供給を受けた販売業者が納入するケースが多く、エンドユーザーから今回の問題の起因者である製紙会社までのインターバルが短いことから、オフセットを宣言した上で特定調達品目の納入再開が可能な企業が多いものと想定される。このことから、極力環境負荷の低減を図るためにも、オフセットの可能性について優先して検討を行うものとする。

なお、この際に仕様書の変更は必要になるが、オフセットについては、業界提案等に基づき当初の契約における仕様と等価な環境価値をもつ方法として調整を行うため、契約金額の変更は基本的に必要がないものと考えている。

地方出先機関等で、供給者が他の製品による供給再開を希望する場合には、提示された製品のうち極力環境に配慮したものを採用し変更契約を行うものとする。

#### (3) 印刷用紙の納入について

印刷用紙は、印刷業務として契約締結後に紙を市場から購入して印刷する場合は

多く、製紙会社がオフセットに賛同すれば容易に対応が可能と考えられる。

また、印刷用紙については、王子製紙株式会社に加え、日本製紙株式会社もグリーン購入法適合品に関して、現状では不適切な表示の製品は供給しておらず、個別の調達方針において古紙パルプ配合率を 100%に設定していない限り、一定量の在庫が存在し、市場からの供給も可能であると考えられる。

このため、上記どちらかの対応の選択は可能となるものと想定される。

#### **(4) 文具類の納入について**

文具類は市場に流通している物品の量が多く、また、販売者が比較的小中事業者が中心であると考えられることから、オフセットという過度な負担のかかる方法をとることは困難であると想定される。

このため緊急の場合を除き、従来契約している購入品に関して再度、適切な購入金額で契約を行い、購入を再開することが必要と想定される。

## **2. 新規契約に係る当面の対応について**

### **(1) 基本的な考え方**

循環社会形成の推進のための資源有効利用促進法及び日本製紙連合会の自主行動計画においては、2010年までの古紙利用の目標値を古紙利用率62%(板紙利用94%、紙利用37%)と定めている。

本検討においても、従来から採用している古紙利用を極力推進していくという基本理念はそのまま踏襲し、当面の間の措置の検討を進めていく。

### **(2) 紙類について**

#### **(2) - 1 紙の調達形態と供給ルート**

公共機関の紙の利用については、大きく二つの形態が想定される。

一つは、コピー用紙のように、公共機関自らが紙を購入し利用する形態である。

もう一つは、公共機関が印刷役務として発注し、印刷物として納入される形態であるが、これは紙の調達自体は印刷会社が行うケースが多い。

公共機関では、コピー用紙など通年で利用が見込まれかつ調達数量が多くなる紙については、年度内の単価契約を結ぶ場合が多い。

コピー用紙の供給は、コピー機メーカーや販売メーカーなどのOEMブランドとして供給されている製品も多いものの、一般市場に大量に流通在庫を抱えている訳ではないことから、比較的混乱は小さいものと想定される。

印刷については、必要に応じて、契約を結ぶものの他、通年で単価契約を結んでいるものもあるが、いずれの場合においても印刷原稿のチェックと平行して市場より紙が確保されるため、大量の在庫が印刷工場に生じるケースは少なく、各製紙会社から適切に表示された紙が供給再開されることにより解決が図られ、混乱は比較的短期間のうちに収束するものと想定される。

## (2) - 2 紙類の新規契約における暫定措置について

各製紙会社が供給していた紙類の平成 19 年 10 月から 12 月の各社の実際の古紙パルプ配合率は別紙（資料 1）のとおりである。

コピー用紙については、特定調達物品（基準を満たした製品）のシェアは市場の概ね 35%、印刷用紙については概ね 18%程度である。

このうち国等の調達量については、コピー用紙の場合、年間 6 万ト程度と過去の実績から確認されているが、地方公共団体の調達量まで含めると、グリーン購入法施行当時と同程度の調達割合と仮定した場合、20%程度のシェアを持つこととなる。

また、印刷用紙については、国等の機関における用紙自体の購入量は把握しているものの、役務として発注している部分についての用紙の正確な使用量は不明であるが、公共機関の印刷需要を 7%と仮定<sup>1</sup>すると、約 60 万トが公共機関の需要と見込まれる。国内総生産でみると国等のシェアは公共機関の 1/4 程度に相当することから、印刷用紙について、国等の機関の調達する特定調達物品の量は年間約 15 万トと見込まれる。

以上のことから、適切な表示を行った場合の配合率を踏まえ、それぞれの品目の調達量も勘案すると、塗工用紙及び微塗工用紙に関しては現在の基準を維持できるものの、非塗工用紙及びコピー用紙に関しては、概ね 30%～40%程度まで古紙パルプ配合率の引き下げを行わない限り供給が困難な状況となる。

ただし、塗工印刷用紙については、要求される品質が用途により千差万別であるため、特に用途上高品質なものを要求する場合にあってはその限りではないが、通常一般の業務において使用するものについては、供給量を確保できるものと見込まれる。つまり、国等の機関の調達にあっては、塗工用紙及び微塗工用紙については原則現行の基準を適用、非塗工紙及びコピー用紙については、第 3 回検討会案の基準を準用することで、ほぼ必要量を確保できるものと推定される。

---

<sup>1</sup> 全日本印刷工業組合連合会による平成 18 年度の受注先調査実績のうち「公共団体」の割合は全国平均 6.6%

このため、各省の新年度の新規契約については、コピー用紙及び非塗工の印刷用紙について、暫定的な特定調達品目に準じる環境配慮製品として、30%を上限とした環境に配慮されたバージンパルプへの置き換えを認め、購入を開始する。

### **(3) 文具類について**

#### **(3)－1 文具類の調達形態と供給ルート**

文具類の調達は、定期的に大量に購入が発生する機関を除いては、必要に応じ適宜契約を行っている場合が多い。

購入先は、入札参加資格を有する事業者であり、これらの事業者が競争入札を行うこととなるが、極めて多くの小売店が存在しており、各小売店に一定量の在庫が既に保管されている状況になっている。

また、原料となる紙の購入から製品化までには様々な加工工程があることから、各工程において相当量の在庫を保有しており、当面の間混乱が生じるものと想定される。

#### **(3)－2 文具類の新規契約における暫定措置について**

上述のとおり文具類等で紙が使用される製品については、既に相当量の不適切な古紙パルプ配合率の記載がなされている製品が市場全体に供給されており、これらの製品を早期に市場から一掃し、適切な表示のなされた製品への切り替えを促進していく必要がある。

また、日本製紙連合会が中心になって取りまとめた調査結果によると、どの製品にどの程度今般の不適切な配合率の記載があるかについては、供給先に対する報告が全くなされていないため、現状としては不明である。

こうした状況から、暫定的にこれらの製品を公的機関も購入していかざるを得ない状態であるため、暫定期間中にあるは、古紙パルプが配合されている製品をもって特定調達品目に準じる製品とみなすものとする。

既に契約済みの紙に対する対応の特徴と問題

		特定調達品目対象製品を納入させる	オフセットを宣言した従来製品の納入を再開する	適正な表示のされた古紙パルプ配合製品を納入させる	森林認証材や間伐材を利用した製品を納入させる	経済産業省が公表した要望書に従い、表示を訂正された従来製品の納入を再
契約変更の必要性		必要ない	必要	必要	必要	新規入札が必要
契約金額の変更の必要性		必要ない	必要ないと想定	必要	必要	
予定価格算出の考え方		—	当初契約の環境価値不足分を補填したため仕様の変更は必要であるが契約金額の変更は生じない	定価と落札率から算定可能	定価と落札率から算定可能	不適切な表示の製品の妥当な定価を定められないため、適正価格を決定する必要がある
直近供給再開の可能性		×	○ (オフセット量の確定は事後となる)	×	○	○ (表記修正が完了次第)
短期的な供給の可能性		△	○	○	○	○
短期間での対応が可能である可能性のある供給者	PPC	王子製紙 特殊東海ホールディング 三島製紙 印刷用紙 王子製紙 日本製紙 三島製紙	オフセットを宣言した社	不明	会社数は不明であるが供給可能な量はあまり多くはない	従来供給各社
	王子製紙					
	特殊東海ホールディング					
	三島製紙					
	印刷用紙					
王子製紙						
日本製紙						
三島製紙						
中小企業での対応見込み		×	製紙各社の対応次第	×	△	○
環境保全性	3R推進	○	△	△	△	△
	返品による 負荷増	×	○	×	×	○
グリーン購入法上での扱い		特定調達品目	要検討	その他	その他	その他
備考		当面適切な製品の供給量が極めて少なくなり調達に支障をきたす可能性が高い	オフセットの具体的方法については検討に時間を要するが、事後精算とすることで対応すれば迅速に対応可能である 一時的に製品供給者がリスクを負担する必要がある	当面適切な製品の供給量が極めて少なくなり調達に支障をきたす可能性が高い	供給量が少なく全体での対応は困難である	契約変更時の適切な価格を算定することが困難(所定の性能をもっていない製品のため) このため新規に入札し適正価格を決定する必要があるものと想定される

## 別記

### 1. 定義

この別記において、「判断の基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。

「判断の基準」： 本基準を満たすものが「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等として、毎年度の調達目標の設定の対象となる。

「配慮事項」： 特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

### 2. 紙類

#### (1) 品目及び判断の基準等

##### 【情報用紙】

<p>コピー用紙</p>	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①古紙パルプ配合率 100%かつ白色度 70%程度以下であること。 ただし、配合されている古紙パルプのうち 30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は環境に配慮された原料を使用したバージンパルプに置き換えてもよい。</p> <p>②塗工されているものについては、塗工量が両面で 12g/m<sup>2</sup>以下であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>③バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
--------------	---

<p>インクジェット カラープリンタ 一用塗工紙</p>	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①古紙パルプ配合率 70%以上であること。ただし、配合されている古紙パルプのうち全体の 30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は環境に配慮された原料を使用したバージンパルプに置き換えてもよい。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>③塗工量が両面で 20g/m<sup>2</sup>以下であること。ただし、片面の最大塗工量は 12g/m<sup>2</sup>とする。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>③バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
--------------------------------------	--

備考) 1 「環境に配慮された原料」とは、次の要件が満たされた原料をいう。

ア. 原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。

イ. 森林の有する多面的機能を維持し、森林の面積を減少させないよう森林資源を循環的・持続的に利用する観点から、適切に管理された森林から生産された原料（森林認証を受けた森林から生産された木材、植林から生産された木材等）であること。ただし、適正な土地利用用途変更等に伴い排出された木材から生産された原料については、当該土地利用用途変更面積に相当する面積の植林を実施することをもって、「環境に配慮された原料」とみなすこととする。

2 紙の原料となる原木についての合法性、環境に配慮された原料であること、及び持続可能

な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

### 【印刷用紙】

<p>印刷用紙 (カラー用紙を除く)</p>	<p style="text-align: center;"><b>【判断の基準】</b></p> <p>①古紙パルプ配合率 70%以上であること。ただし、配合されている古紙パルプのうち全体の 30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は環境に配慮された原料を使用したバージンパルプに置き換えてもよい。</p> <p>②バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>③塗工されていないものについては、白色度 70%程度以下であること。</p> <p>④塗工されているものについては、塗工量が両面で 30g/m<sup>2</sup>以下であること。</p> <p>⑤再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p style="text-align: center;"><b>【配慮事項】</b></p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>③バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
----------------------------	--

印刷用紙(カラー用紙)	<p style="text-align: center;"><b>【判断の基準】</b></p> <p>①古紙パルプ配合率 70%以上であること。ただし、配合されている古紙パルプのうち全体の 30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は環境に配慮された原料を使用したバージンパルプに置き換えてもよい。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>③塗工されているものについては、塗工量が両面で 30g/m<sup>2</sup>以下であること。</p> <p>④再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p style="text-align: center;"><b>【配慮事項】</b></p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>③バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
-------------	--

備考) 1 「環境に配慮された原料」とは、次の要件が満たされた原料をいう。

ア. 原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。

イ. 森林の有する多面的機能を維持し、森林の面積を減少させないよう森林資源を循環的・持続的に利用する観点から、適切に管理された森林から生産された原料（森林認証を受けた森林から生産された木材、植林から生産された木材等）であること。ただし、適正な土地利用用途変更等に伴い排出された木材から生産された原料については、当該土地利用用途変更面積に相当する面積の植林を実施することをもって、「環境に配慮された原料」とみなすこととする。

2 紙の原料となる原木についての合法性、環境に配慮された原料であること、及び持続可能

な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

## (2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総重量(kg)に占める基準を満たす物品の重量(kg)の割合とする。